

尚絅学院大学『紀要』投稿規程

- 第1条 原稿の第一執筆者は、尚絅学院大学の専任教員、非常勤教員、退職教員ならびに大学院学生とする。ただし、上記以外の者で投稿を希望する者がでた場合には、紀要編集委員会で別途審議して、投稿を認める場合がある。
- 第2条 原稿の種類は次の通りとし、いずれも未発表（口頭発表を除く）のものに限る。
- (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 資料
 - (4) 書評
 - (5) その他、委員会が適切と判断したもの
- 第3条 投稿者は所定の日時までに編集委員会へ申し込み、原稿を所定の日時までに提出する。
- 第4条 原稿は別に定める執筆要項に従って書くものとする。
- 第5条 投稿原稿は、1号につき第一執筆者としての投稿は、一人1編とする。ただし、第二以降の執筆者としての投稿は一人2編までとする。
- 第6条 原稿の一編の長さは、文字部分で1ページ40字×40行とし、表題、図表を含め、投稿時の原稿で16ページ以内とする。但し、書評は3ページ以内とする。
- 第7条 原稿の紀要掲載の適否についての判断は、紀要編集委員会が行う。
- 第8条 紀要掲載原稿の著作権は、尚絅学院大学に帰属する。ただし、次の権利は執筆者のものとする。
- (1) 執筆者自身の他の著作への複写・転載・翻訳・翻案。ただし、その原稿が本学の『尚絅学院大学紀要』に掲載されたものであることを明記する。
 - (2) 執筆者が営利を目的とせず行う複写・転載。
 - (3) その他、日本の著作権法に違反しない利用。
- 第9条 別刷は一編ごとに30部までは無償とするが、それ以上希望する場合は執筆者の負担とする。
- 第10条 この規程の改廃については、尚絅学院大学紀要編集委員会の議を経て、教授会の議決によって行う。

付則

本規程は1983年6月21日から施行する。

1986年3月13日 改正
1988年7月1日 改正
2001年4月1日 改正
2004年4月1日 改正
2005年4月1日 改正
2008年9月16日 改正
2010年10月26日 改正
2013年4月23日 改正
2013年7月16日 改正